青少年が読書に親しむ環境を整備するために

(答申)

平成16年(2004年)6月

第4期 葛飾区社会教育委員の会議

青少年が読書に親しむ環境を整備するために (答 申)

本会議は、平成 14 年 9 月 11 日付で諮問のあった「青少年が読書に親しむ環境を整備するために」について審議を重ねてきましたが、次のとおりまとめましたので答申します。

平成16年(2004年) 6月 25日

葛飾区教育委員会 殿

第4期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長 黒澤 浩 副議長 酒井 榮一 委 員 久田 邦明 委 員 白井 栄子 委 員 谷部 憲子 委 員 櫻井 文子 委 員 川口 健次

目 次

はじめに 1
 1 青少年の読書環境の現状と国等の施策の動向
 2 学校図書館の読書環境の整備について 6 (1)学校図書館支援指導員の配置 (2)「学校図書館支援ボランティア」の養成 (3)図書資料の購入 (4)施設面の整備
 3 区立図書館における中・高校生世代の利用の促進について 9 (1)中・高校生世代の利用の促進 (2)図書館事業への中・高校生世代の参加を促す取組 (3)ヤングアダルト・サービスのガイドライン(指標)づくり (4)ガイドライン(指標)づくりの具体的課題 (5)ヤングアダルト・サービスと学校図書館
4 学校図書館支援体制の整備について 12 (1)教育委員会の学校図書館支援 (2)学校図書館関係教職員等への研修の充実 (3)区立図書館の学校図書館支援 (4)「わくわくチャレンジ広場」事業や学校長期休業中 における学校図書館の利用機会の拡大 (5)「合同選書会議」と特色ある蔵書づくり (6)学校図書館運営マニュアルの作成 (7)子ども読書推進関係者のネットワーク
おわりに
公文 资料 1.7

はじめに

第4期社会教育委員の会議は、葛飾区教育委員会より「青少年が読書に親しむ環境の整備について」の諮問を受け、平成14年8月から延べ13回にわたり、子どもの読書活動の振興にかかわって協議を重ねてきた。

子どもの読書に関しては、平成 14 年 5 月に行われた全国的な読書調査(社団法人全国学校図書館協議会調査)によれば、児童生徒の 1 ヶ月の平均読書冊数は、小学校で 7.5 冊,中学校で 2.5 冊、高校で 1.5 冊、1 ヶ月に 1 冊も読まなかった児童生徒の割合は、小学校で 8.9%、中学校で 32.8%、高校で 56.0%となっている。

この数値は前年の調査結果と比べるとわずかな改善は見られるものの、「読書離れ」の実態を反映した優慮すべき結果となった。

平成 13 年 12 月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。これを受け、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定がなされ、直ちに国会報告が行われた。

すなわち、法律及び基本的な計画は「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である」と強調している。

まさに子どもが生活する基盤である地方自治体において、子どもの健全育成の視点から、社会教育及び学校教育が協力・協調して法の理念の実践に努めることが緊急の課題となっている。

社会教育委員の会議では、このような子どもの読書離れの状況と国の動向等をふまえ、平成 15 年 10 月に中間まとめを作成し、葛飾区の平成 16 年度予算に青少年の読書活動の振興に寄与できるよう施策の提言をおこなった。

葛飾区ではこの提言を踏まえ、学校図書館支援指導員のモデル校6校への配置をはじめ、学校図書資料の整備充実、全小・中学校の学校図書館の冷房化が16年度に行われることとなった。また、区立図書館におけるヤングアダルト関係図書購入費の拡充など施策の具体化が図られた。

委員一同、葛飾区の積極的な取組を評価するものである。

これらの取組状況を踏まえつつ、中間答申以降、葛飾区の青少年の読書環境の整備を進めるための方策について協議を継続してきた。このたび社会教育委員の任期 を終えるにあたり最終答申を行うものである。

本答申の内容を踏まえ、関係者の今後の具体的かつ継続的な取組を強く期待するものである。

1 青少年の読書環境の現状と国等の施策の動向

葛飾区は、区の基本構想の中で「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち」を基本目標の一つとしており、子どもの読書活動を積極的に振興、推進させ、子どもが豊かなこころと確かな学力を養い、「生きる力」を育むことができるような読書環境を早急に整備する使命を担っている。

特に学校週5日制が完全実施され、自ら学び考える力を育むことをねらいとした 学習指導要領の改定に伴い総合的な学習の時間が設けられるなど、教育方法の改革 が進行している状況にあって、公共図書館と学校図書館の果たす役割はきわめて大 きい。

区立図書館の図書館サービスの充実とあわせ学校図書館の整備につとめ、その健全な発達を図ることは欠かすことができない課題である。

(1) 区立図書館と学校図書館の現状と課題

現在、10 館ある区立図書館では総数約25万4千冊(平成16年3月末現在)の児童書を所蔵し、その貸出冊数は年間約72万1千冊(平成15年度)となっている。就学前の幼児向きの絵本や図書の利用もあるが、小学校に通う約2万1千人の児童が年間、相当数の貸し出しを受け、読書に親しんでいる様子がうかがえる。

しかし約9千人の中学生の利用については、12歳から15歳の年代の利用冊数が、約5万5千冊で、一人あたり年間6冊の貸出冊数となっている。

今後の区立図書館においては、中・高校生世代の読書の推進やこの世代の居場所 づくりをすすめる観点から、ヤングアダルト・コーナー(注1)の充実をはじめと する中・高校生世代の利用の促進策が求められており、その具体化が課題である。

一方、区立の学校図書館の蔵書現況は、原簿上、平成 16 年 3 月末現在、小学校全体で 40 万 3,000 冊、中学校全体で 20 万 5,000 冊となっている。しかし、昭和 40 年代に購入し、30 年以上経過した古い図書が相当数あると推察される。具体的には、ソ連の崩壊、考古学における定説への諸問題、科学における知見の問題など、日進月歩する情勢のなかで、子どもが活用できる有用な情報源を整備充実することはきわめて大切である。

学習には特に鮮度の高い資料・情報が必須であり、子どもが最も接しやすく利用 しやすい、身近にある学校図書館資料の整備が緊急の課題となっている。

(注1) ヤングアダルト(YA)・コーナー

図書館では、小学校高学年から青年期の「大人と子ども」の境界にいる世代をヤングアダルトと位置づけ、「読書の楽しみ」を知ってもらうこと、さまざまな資料を使い問

題を解決していく力を身に付けてもらうことを目的にサービスを行っている。 Y A 世代向け本のリスト「Dog Ears」(ドッグイアーズ)の作成、配布や「中学生向け図書館利用案内」を作成し、「総合的な学習の時間」などで活用されるようにしている。

「葛飾区子育て推進プラン」(平成14年4月)ではYAコーナーを中・高校生世代の 居場所ともしており、YAコーナーの充実は、図書館の大きな課題となっている。

(2) 国の学校図書館政策

学校図書館の充実については、文部科学省においても(1)施設、(2)図書資料、(3)人的体制の3点の整備が重要であるとし、旧文部省時代からその施策の推進がはかられるよう都道府県、市区町村向けに諸資料の作成・配布を行ってきた。

特に平成5年3月には、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成するため「学校図書館図書標準」(注2)を設定し、平成5年から9年の5年間に500億円の地方交付税措置を行っている。

さらに平成10年から13年には毎年100億円の単年度ごとの交付税措置を行い、 平成14年度から5年間で総額約650億円を交付税措置し、学校図書館図書資料の 整備を図っている。ちなみに、東京都はこの交付税措置の対象外となった。

しかし、この国の措置は学校図書館の資料充実の重要性を示しているものであり、 交付税対象外の東京都にあっても「学校図書館図書標準」に照らして図書資料の一 層の充実を図るべきものであることは明らかである。

国の文化審議会でも「これからの時代に求められる国語力について」(平成 16年2月3日)を答申し、学校における読書活動推進の取り組みを強調している。その中で「学校図書館図書標準」を満たすために「学校図書館整備5カ年計画」によって地方交付税措置が講じられながら、いまだに図書標準を満たしていない学校が少なくないことを憂いて「計画があっても現実がそうなっていないことが大きな問題である」と警鐘を鳴らしている。

今日では、子どもの読書の現状と課題をとらえるときに、学校図書館の充実・活用を抜きにしては論じられないことを付言したい。

(注2) 学校図書標準

「学校図書標準」とは、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書整備を図る際の目標として、平成5年当時に文部省が定めた学校種・学校規模別の蔵書数である。

(3) 東京都と近隣自治体の状況

子どもの読書活動の推進に関しては「子どもの読書活動の推進に関する法律」の

制定に基づき地方自治体の取り組みもはじまり、東京都では平成 15 年 3 月に「子ども読書活動推進計画」を策定した。また「子ども読書フェスティバルTOKYO」という大規模なイベントの開催をとおして、読書推進の機運を高める取り組みも実施された。

また23区中では、既に6区が独自の推進計画を策定し、5区が策定中である。 さらに世田谷区、府中市、三鷹市をはじめ、千葉県市川市、埼玉県さいたま市など 近隣の自治体では、学校図書館の空調機器等の施設整備をはじめ読書や学習活動の サポートをする職員や指導員の配置等、人的体制の充実に取り組むところが増えて きている。

また、本に親しむようにするための「最初の入り口」は聞かせることにあり、家庭や地域での絵本等の読み聞かせを支援する取組も進んできている。乳児に絵本を贈る「ブックスタート運動」(注3)や「読み聞かせボランティア養成」事業等も自治体や民間団体によって進められつつある。

すなわち、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 子どもの健やかな成長に資するとする法の理念の実現は、子どもの生活基盤である 自治体の取組の如何にかかっているといえよう。

(注3) ブックスタート運動

ブックスタートは 1992 年に英国で始まり、日本には 2000 年の「子ども読書年」に「子ども読書年」推進会議によって紹介された。保健センターなどで行われる 0 歳児検診時に、「赤ちゃんと絵本を開く楽しさや大切さ」や「地域ぐるみで子育てを応援しています」といったメッセージを図書館職員や保健師等が伝え、絵本などが入った「ブックスタート・パック」をすべての赤ちゃんと保護者に手渡す。平成 1 5 年度には 361 区市町村(NPO法人ブックスタート支援センター調査)で実施されている。

(4) 葛飾区への期待

葛飾区においては、平成15年2月に「葛飾区立図書館基本計画」を公表し、高度情報通信社会における区立図書館行政の主要課題を提示し、その計画の実現をはかることを明言している。

しかし区の学校図書館が、「読書センター」、「学習情報センター」として十分機能できているかというと、そういいがたい面があることも事実である。区においては、学校図書館の図書の整備と活動の実態を調査、把握し、早急に措置を講ずるよう進言する。

葛飾区における学校の読書教育の取組では、「朝の読書活動」(注4)や「読書のアニマシオン」(注5)という、わが国教育界の指標となるような個別の実践が図ら

れ、教育関係者だけではなくマスコミ報道でも一般によく知られるところとなっている。今後は、このような取組を区内全体に広げていくうえでも、行政の支援は欠かせない。

具体的には、「2学校図書館の読書環境の整備について」で述べるように学校図書館を常時開館し、児童生徒、教員の利用に供する施設として機能できるよう職員の配置等、人的体制の整備から取り計らっていただきたい。

学校図書館にかかわる人的措置が講じられることにより、日常生活の中で子どもたちが読書を楽しみ、こころの安定がはかれるオアシスとしての「読書センター」の役割が果たせ、区立図書館と学校図書館相互のネットワーク化にも貢献できる。

また、学校図書館が必要な情報を活用できる「学習情報センター」として機能できるようになると、子どもたちの学力の向上が図られるようになっていくだろう。

「子どもの読書を推進する法律」の制定にあたっては、「子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、 学校図書館、公共図書館の整備に努めること」との附帯決議がされている。

葛飾区においては、地域で子どもの健やかな育成を図る趣旨から、厳しい財政状況下ではあるが、区民の理解を得て前向きで積極的な施策を講じてほしい。

以下、学校図書館の読書環境の整備、区立図書館における中・高校生世代の利用 の促進、学校図書館支援体制の整備の3点にわたって提案する。

(注4) 朝の読書活動

学校で授業が始まる前の約 15分間、児童・生徒と教師等全員が自分の好きな読みたい本を自由に読む。感想文などを求めることをせず、ただ読むというシンプルな読書法。昭和 63年、千葉県私立東葉高校の教諭が、本を心の栄養ととらえて子どもたちに生きる力を培ってもらおうと提唱したことにはじまる。葛飾区においても平成8年ごろから取り組みがはじまっている。

(注5) 読書のアニマシオン

「動きのない絵に魂(アニマ)を与えて動くようにしたアニメーション」の手法から考案されたスペインから入ってきた方法。アニメーター(紹介者)が盛り立て役になり、ばらばらになった文章を並べなおす問題や登場人物当てクイズなどの遊びを通して、子どもたちが楽しみながら読書の世界を体験していく方法。葛飾区においては、平成8年からいくつかの小学校で取り組まれている。

2 学校図書館の読書環境の整備について

新しい学習指導要領では、学校図書館の機能として、豊かな心を育成するための「読書センター」の役割と、自ら学ぶ力を育むための「学習情報センター」の役割を求めている。

葛飾区においても、「全校朝の読書活動」や「読書のアニマシオン」、学校独自の 読書月間の実施、図書ボランティアによる本の読み聞かせなど、全国的に見ても優れた実践を行っている学校は多い。

しかし、以下のような課題もある。

- (1)学校図書館が読書に適した施設環境となっていない面がある。
- (2)図書資料の整理が不十分で、廃棄・修理製本も遅れている。
- (3)図書の貸出や、子どもの学習上の相談に関われる人的配置がない。

このような中、学校図書館法の改正により、平成 15 年度より司書教諭が 12 学級以上の学校に配置されるようになった。ところが、学校現場は多忙である。特に、小学校は持ち時数の軽減のないまま、担任を持ち、教科の学習を教えながら学校図書館の整備・活用の仕事をしていくには、多大な労力とエネルギーを必要とする。そこで、葛飾区としては、まず、学校図書館に可能な限り人的配置を進めることを中心に課題解決を図っていくよう提起したい。

(1) 学校図書館支援指導員の配置

東京都内では、18 の区・市・町において学校図書館専任職員が配置され、大きな成果を上げている(平成15年6月現在、東京都小学校図書館研究会調べ)。その職務内容は概ね以下の通りである。

図書館の整備 図書の貸出、返却 レファレンスサービス 図書の修繕、廃棄 司書教諭の補佐 読み聞かせやブックトーク 図書選定の補助 担任との連携 図書ボランティアとの連携

図書委員会の指導補助 公共図書館との連携

図書館だより発行補助

以上のように、読書環境を改善したり、子ども自身の興味や関心に応じた読書相談や調べ学習に対する援助を行ったりするには、図書館司書等の資格を持つ「学校図書館支援指導員」(有償)を全校に配置することが必要である。人的体制が整い、学校図書館だよりの発行などがされれば、家庭と連携した読書指導も進むであるう。

平成 16 年度モデル校 6 校に導入されたが、今後計画的に全小中学校(73 校)への 導入をめざすことを提言する。

全校配置を進めるためにモデル校の経験を関係者が共有し、生かしていくことが 大切である。また、配置した後の研修や情報提供などを通じ、学校図書館にかかわ るすべての関係者が、それぞれの立場で支援していくことが特に重要である。

(2) 「学校図書館支援ボランティア」の養成

葛飾区においては、73.5%の小学校(36 校)においてPTAや図書ボランティアによる読み聞かせ、区立図書館からの団体貸出し搬出などが行われている。さらに、保護者による全面的な書架整理を行う事例も見られる。

また、平成 15 年度に区立図書館が実施した「読み聞かせボランティア養成のための公開講座」には、76 名の参加があった。このように、区内には子どもの読書活動に理解と関心のある区民が相当数いるものと思われる。

そこで、学校図書館の充実と子どもの読書活動を支援したいという希望者を対象に「学校図書館ボランティア」養成、研修を行う必要がある。ボランティアと一口に言っても、各人の活動目的は異なる。読み聞かせを中心に行いたい者、あるいは図書の整理を、または図書の貸出し・返却だけならと多様である。また、すでに一定の活動経験、知識を持つ方もおり、活動目的やレベルを考慮した養成、研修を継続的に行っていくことが大切である。

具体的には、平成 16 年度よりボランティア養成や、すでに活動中のボランティアへの研修を実施する。そして順次学校で活動できるようにし、全小中学校での導入を目指していくことが必要である。

ボランティアの主な職務内容は、以下のとおりである。

司書教諭、担任との連携

読み聞かせ、ブックトーク、紙芝居、パネルシアターなど

図書の整理、修繕 図書の貸出、返却 読書環境の整備

(3) 図書資料の購入

文部科学省(旧文部省)は、学校図書館の整備をすすめるために「学校図書館図書標準」(平成5年3月29日)を設定し、蔵書目標(**資料**)を示している。

葛飾区における「学校図書館図書標準」に対する平成 15 年度の整備状況は、小学校全体で 94.5%、中学校全体では 83.9%となっている。また購入図書数は、小中学校の合計で 1 万 6 千冊余である。

現在、児童・生徒用の図書資料購入費は、学校全体の需用費(消耗品費)の中に組み込まれているため、図書資料購入費が明確に位置付けられないまま使われている

という実態がある。ともすれば図書資料購入費が他の消耗品の不足を補うため後回しにされるという面も少なくない。

そのため区においては、標準蔵書数に満たない中学校に別途、図書購入費を令達しているが、今後は、世田谷区の事例のように、図書資料購入費を明確にし、計画的な図書の整備に努めていく必要がある。

また、先に述べた「学校図書館支援指導員」の配置に伴い、図書資料の整理が進み、廃棄も適切に行われていくことが予想される。今後は、限られた財政状況の中にあっても、授業や学習内容に沿った関連図書資料、児童・生徒の興味や関心に即した図書を購入できるようにし、学校図書館としてふさわしい蔵書数となるような条件整備を求めたい。その際に、区立図書館の除籍図書や家庭で不要となった図書について選定基準や受入方針を決め、活用している学校図書館も見られ、こうした事例も参考になるであろう。

資料 「学校図書館図書標準」

小学校

学級数	蔵書冊数	
1	2,400	
2	3,000	
3 ~ 6	3,000+520×(学級数-2)	
7 ~ 12	5,080+480×(学級数-6)	
13 ~ 18	7,960+400×(学級数-12)	
19 ~ 30	10,360+200×(学級数-18)	
31 ~	12,760+120×(学級数-30)	

中学校

級数	蔵書冊数
1 ~ 2	4,800
3 ~ 6	4,800+640×(学級数-2)
7 ~ 12	7,360+560×(学級数-6)
13 ~ 18	10,720+480×(学級数-12)
19 ~ 30	13,600+320×(学級数-18)
31 ~	17,440+160×(学級数-30)

(4) 施設面の整備

16 年度の全区立学校図書館の冷房化により、夏は暑くて利用できないといわれていた学校図書館は、大きく改善されることとなった。しかし、図書などが整理されていない、図書準備室が有効に使われていない、いつも鍵がかかっている、暗い、不便な場所にあるなど、学校図書館が十分に活用されていない実態もある。

これらの課題は、学校図書館支援指導員等の人的配置によってかなりの改善が図られることが予想される。また図書準備室は、図書整理などの作業や調べ学習、共同学習に活用できるスペースであり、学校図書館の機能を発揮して行く上で重要である。

今後、以下のような整備を行うことにより、魅力的で使いやすい学校図書館にしていく必要がある。

照明器具の増設を行う。

耐震工事等に合わせて、図書館を条件の良い場所、例えば1階の昇降口やパソコン室に近い場所に移動する。その際、児童・生徒、教職員の利用上、学校の中心部分になることが望ましい。

壁面を、明るい色調と低い彩度の色彩に塗り替えていく。

図書準備室の未設置校については、今後設置を検討していく。

3 区立図書館における中・高校生世代の利用の促進について

(1) 中・高校生世代の利用の促進

公共図書館サービスのなかで、10代の青少年の利用促進が正面から検討されたり、 組織的に実践されたりしてきただろうか。

日本図書館協会では、公立図書館における10代の青少年のためのサービスの全国 調査を、昭和57年から10年ごとに行っているが、その結果をみても、青少年の利用 の促進については、十分な取り組みが行われているとはいえない。

図書館関係者のあいだでは、10代の青少年のためのサービスについて、「ヤングアダルト」や「ヤングアダルト・サービス」ということばが使われている。ヤングアダルトとは、およそ12歳から18歳までの中・高校生世代と重なる青少年のことである。ヤングアダルト・サービスとは、「児童サービスと成人サービスの中間にあるサービス」といわれるものである。この世代は、このように中間的なところに位置するために、これまで十分な対応がなされてこなかった。

しかし、この世代の利用をすすめることは、彼らの居場所づくりの必要という点からみて、とりわけ意義のあることである。居場所づくりの必要については、第3期葛飾区社会教育委員の会議の具申「学校週5日制完全実施に向けた青少年施策のあり方について」(平成14年3月)においても述べられており、すでに社会教育館や児童館では対応がなされている。区立図書館への期待も大きいといわなければならない。

以下では、現行のヤングアダルト・コーナーの充実などの中・高校生世代の参加 を促す取組と、中・高校生世代の利用を促進するために必要とされる基本的な課題 や提言について述べる。

(2) 図書館事業への中・高校生世代の参加を促す取組

中・高校生世代は、大人になる一歩手前の世代である。このことを考えると、彼

らを図書館サービスの受け手に止めるのではなく、図書館事業への参加を促し、そのことを通して、大人になる準備をする活動を支援する取組が必要である。

これによって、図書館への関心を喚起することになるし、日ごろよそよそしい人間関係のなかにいる青少年に対して、同世代とのコミュニケーションの機会を提供することにもなる。さらには、彼らが互いに協力して一つの課題を追求する活動を経験する機会を提供することにもなる。

そのために、第1に、ヤングアダルト・コーナーに自由記述ノートを置いたり、 壁に専用の掲示板を掛けたり、ニュースレターを発行したりする方法を工夫することである。これによって、彼らが図書館とのかかわりをもつことになる。

第2に、ヤングアダルト・コーナーの運営に、青少年の参加を求めることである。 選書や書架の配置、空間のレイアウト、自由記述ノートの管理など、彼らが運営に 参加する分野は少なくない。

第3に、図書館事業全体への参加を促し、青少年が地域社会に問題関心をもつように促すための支援が考えられる。これには、乳幼児や高齢者、障害者やニューカマー(在住外国人)の図書館利用者へのボランティア活動などが想定される。

なお、最初から公募による参加者に期待するのは難しいかもしれない。しかし、 その場合には、中学校や高等学校の図書委員に参加を呼びかけたり、図書館の職場 体験の参加者を誘ったりする方法が考えられる。

(3) ヤングアダルト・サービスのガイドライン(指標)づくリ

中・高校生世代の利用を促進するためには、ヤングアダルト・サービスの基本的 な方針や運営の基準を明示する必要がある。

各図書館にヤングアダルトコーナーが設けられ、担当者が配置されていることは高く評価される。しかし、その現状は、図書館職員の日々の努力にもかかわらず、満足されるものではない。専用スペースが設けられているところは少なく、成人のコーナーの書架に本が収められているところが多い。また、その運営については、担当者の資質や能力、あるいは熱意によって左右されるところが大きい。

そこで、中・高校生世代の利用を促進するために、このような現状を把握した上で、サービスの対象年齢、蔵書数、図書貸出以外のサービス、学校との連携、別枠 予算の計上と金額、担当者の研修などの項目にわたるガイドラインを設けることを 提案する。

このガイドラインは、教育委員会事務局と図書館職員の協議によってまとめられることが望ましい。また、中・高校生世代をはじめとする区民の意見を聴取するなどの方法も考えられる。

ただし、これをすぐさま、かたちあるものにするのは容易なことではない。現状をみると、図書館職員の「ヤングアダルト担当者会」による今後の作業に期待され

るところが大きい。この会が中心となって、数値目標を含むガイドラインの案がま とめられることを期待したい。そして、それが最終的には、図書館計画に反映され ると共に、区の青少年育成施策に位置づけていくことを望みたい。

(4) ガイドライン(指標)づくりの具体的課題

ヤングアダルト・サービスのガイドラインづくりには数多くの課題がある。先に述べた居場所づくりの必要を確認した上で、幾つかの具体的な課題を例示する。

第1に、中・高校生世代の学習活動を支援することである。この点については、 学校図書館との連携が前提であり、連携の仕組みの整備が求められる。

第2に、すでに行われている職業ガイドブックの提供のように、中・高校生世代の就労・就業支援に関わる情報を提供することである。就労・就業支援は、彼らに切実に求められているものである。これには、図書資料の提供だけでなく、講演会やワークショップなどの方法も考えられる。

第3に、情報リテラシー (メディア情報の読み書き能力)を身につける機会を提供することである。彼らのあいだでは、生活体験の希薄化と比例して情報環境の影響が大きくなっている。また、インターネットや携帯電話などの新たなメディアに振り回される問題も生じている。中・高校生世代が、印刷媒体のみならず電子情報媒体の利用においても情報を主体的に受け止める能力を身につけるように支援する図書館の特性を生かした役割が求められている。

平成20年度に完成予定の新中央図書館の開館にあわせて、調査研究をすすめていくことが必要である。

第4に、夜間の児童室の中・高校生世代の利用について検討することである。これまでにも区立鎌倉図書館では、総合カウンターの利点を生かし、夜間の児童室を中・高校生世代の利用者の居場所として開放している。他の図書館においても、施設の条件を考慮しつつ、午後5時以降の利用をすすめる必要がある。

(5) ヤングアダルト・サービスと学校図書館

区立図書館のヤングアダルト・サービスと学校図書館は、中・高校生世代の読書 を推進する車の両輪のように、それぞれを補完、支援する関係となることが望まし い。

学校図書館で図書委員会の活動や読書の魅力に触れた中・高校生が、活動の場を ひろげ、地域の図書館を自分の居場所として視野に入れていく可能性は高い。

中・高校生世代が区立図書館とのかかわりを深め、図書館事業へ参加することになれば、そこで得た経験、知識が読書推進に役立つことが期待される。

一方、区立図書館では、中・高校生世代の参加により、学校図書館では補えない 分野のヤングアダルト・サービスの内容充実につなげることができ、その活性化に つながる。

そこで区立図書館、学校図書館関係者が、それぞれが持つ役割、機能を踏まえ、 共に活性化するための具体的な方策を共同して検討していくことが大切である。

4 学校図書館支援体制の整備について

(1) 教育委員会の学校図書館支援

学校図書館支援指導員と学校図書館支援ボランティアの制度を導入するにあたっては、教育委員会関係各課の連携が大切である。特に学校図書館支援指導員の募集と配置にかかわる事務については、指導室、生涯学習課、区立図書館が調整と分担を図りながら望ましい対応をすることを期待したい。

区立図書館においては、現在「読み聞かせボランティア養成講座」を実施し、その講座を修了した受講者が、小学校などでその成果を生かす活動をしている。また生涯学習課(社会教育館)においても過去に「お話ボランティア養成事業」を行い、その自主グループが日常的にボランティア活動を行っている。

学校図書館支援ボランティアの養成事業については、その両者の事業の成果を引き継ぎながら、区立図書館と生涯学習課が連携をすすめながら養成にあたることも有効である。

(2) 学校図書館関係教職員等への研修の充実

児童生徒の読書活動を推進するためには、子どもたちへの読書指導と共に効果的な図書館運営ができる指導者が必要である。子どもにとって魅力ある読書指導に加え、読書の意欲づけや調べ学習等に対応できる学校図書館運営がなされれば、読書活動が進んでいくはずである。そのためには、特に学校関係者の図書館運営にかんする知識や技術の一層の習得がいま重要である。

葛飾区小学校教育研究会では、15 年度から「学校図書館部」を設置し、図書館 運営に関する知識、技術の向上にも取り組み始めている。教員研修では区立図書館 職員とも連携し、研修が初めて取り組まれ、今後の両者の連携強化の機会となった。 今後の活躍が期待される学校図書館支援指導員についても、区立図書館が中心となり研修が行われた。

引き続き司書教諭、図書館担当教諭など教職員の研修を充実し、魅力ある学校図書館運営が行われることを期待したい。

(3) 区立図書館の学校図書館支援

公共図書館との連携を実施している全国の学校(図書館)の割合は、14 年度間で小学校53.6%、中学校34.1%となっている(文部科学省「平成15 年度学校図書館の現状に関する調査」)。

葛飾区においても、両者の連携は年とともにすすんでおり、区立小・中学校の「調べ学習」に対し、区立図書館ではそのための図書館利用の手引書の作成や、「学級招待」等の事業に取り組んでいる。

今後、区立図書館の業務にはそのような事業をはじめ、学校図書館支援業務を明確に位置づけていくことが必要になっている。

具体的には、地区図書館を除く中央館・地域館(あわせて7館)がエリアを定め、 学校図書館支援指導員の職務と学校図書館支援ボランティアの活動にかかわって、 周辺の小・中学校を支援する体制をつくるということも今後、急がれる課題である。

また、区立図書館が学校図書館支援指導員のスキルアップ研修や、学校図書館支援ボランティアの養成研修を継続的に実施していくということも望みたい。

(4) 「わくわくチャレンジ広場」事業や学校長期休業中等における学校図 書館の利用機会の拡大

学校図書館の児童生徒の利用は、始業時から放課後の一定時間まで可能である。 夏季休業などの学校の長期休業中にあっては、現状では教職員の指示により利用でき、教職員等が図書館に常駐できれば開館が可能である。

特に夏季休業中においても学校図書館が常時開館となれば、児童生徒の読書活動、調べ学習などのための活用が期待できる。

そこで学校図書館への冷房機の設置に加え、今後、支援ボランティアなどが充実する中で、夏季休業日等における学校図書館の利用機会の拡大を進めていく必要がある。

また、放課後の学校を活用した「わくわくチャレンジ広場」(注6)事業について、 平成17年度までに全小学校での実施を目標としている。この事業を運営するにあ たって、子どもたちが使える施設として学校図書館が含まれていることに注目した い。今後、学校図書館を活用した活動を取り入れていくことも大切である。

学校図書館をこの事業にとって必要性の高い施設として位置づけ、各学校での活用状況や環境を考慮しつつ、放課後等の居場所として整備し、ひいては日常的な学校図書館の機能の向上につなげていくことができないだろうか。

(注6) わくわくチャレンジ広場

子ども(小学生)の放課後などの新しい居場所づくりとして、学校施設を利用して 平成14年度から始まった。地域の方々のサポートのもと、安全で広い学校施設で子ども たちが自由遊びや囲碁、折り紙、学習、スポーツ活動などを行っている。平成 17 年度までに全小学校で実施する予定。学校図書館を利用し読書活動を取り入れている事例も見られる。

(5) 「合同選書会議」と特色ある蔵書づくり

学校図書館法の改正により、15 年度から 12 学級以上の学校には司書教諭 (注7) を配置することとなった。葛飾区では、平成 16 年度 61 校に司書教諭を配置している。

現在の学校図書館の図書資料は各校が独自に購入している現状にあるが、司書教諭と学校図書館を支援する体制の整備が求められる中、これからは次のような試みを実施してはどうだろうか。

各校の学校図書館の図書購入にあたっては、周辺地域(ブロック)の学校の司書 教諭や学校図書館支援指導員を中心に年数回、選書会議等を合同で開催し、各学校 のある一定の図書の割合を、特色のある蔵書構成にするための協議を行うというも のである。

学校ごとに、例えば環境問題、健康、福祉、人権等の各分野について、役割に基づき図書を収集、購入していくという考えである。

合同の選書会議等をとおして学校ごとの特色ある蔵書づくりが進み、近隣の学校 間で相互貸借の可能性を高めていくことにもつながると思われる。

その場合、求めに応じて区立図書館職員(司書)が選書情報の提供や助言等を行い、図書選定の援助をするということも実現したい。

(注7) 司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌らせるために学校図書館法により設置。校務分掌の1つとして有資格のある教諭の中から教育委員会または校長が発令する。学校図書館法の改正により、平成15年4月1日以降、12学級以上の学校には必置となった。学校司書とは異なる。学校司書については法的な規定がないが、司書教諭を補佐することを職務とし、ほとんどの場合、行政職(事務職)として配置されている。高校への配置が主である。

(6) 学校図書館運営マニュアルの作成

学校図書館が「読書センター」、「学習情報センター」として、日常的な活動を具体的に進めていくためには、その役割をふまえ、図書館運営の基礎的、実際的な事項の理解と運用ができるマニュアルや手引書の作成と活用が不可欠である。

学校図書館の理念や活動をはじめ、図書の選択と整理、取り扱い、修繕等につい

て解説したマニュアル等を、他自治体の同様な資料も参考にしながら作成すれば、 司書教諭はもとより学校図書館支援指導員・学校図書館支援ボランティアの役割が 明確となり、その職務や活動がより円滑にすすめられていくだろう。

このマニュアルの作成にあたっては、司書教諭をはじめ関係者、教育委員会関連 部署が連携し、共同作業で作り上げることも大切である。

(7) 子ども読書推進関係者のネットワーク

子どもの読書活動を推進していく上で関係者が共通の認識を持ち、それぞれの機能と役割を果たしていくことが大切である。司書教諭や支援指導員等の学校関係者、区立図書館職員、教育行政のみならず関係行政の職員、読書ボランティアやPTA等がお互いに情報交換し、連携、協働していく場や機会を設けることが望ましい。

PTA連合会では、16年度研修会において読書ボランティア関係者が集い、活動の紹介などを行うコーナー設置の企画を進めている。このように自主的なネットワーク作りもすでに始まっている。

可能なところから関係者のネットワークをつくり、情報交換や交流を積み重ねていくことが、将来的には、区民、学校、行政が集う全区的な広域ネットワークにつながっていくものと期待したい。

おわりに

私たちは、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行うことができるよう」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)にするため葛飾区の読書環境づくりの第一歩として、施策の具体化のための諮問という、大きな使命をうけた。

本に親しみ、本の楽しさを体験した子どもたちには、想像力と考える力、そして 豊かな会話能力が育まれていく。子どもたちが読書をとおして豊かで賢い人間とし て成長していくことは、だれもの共通の願いである。

子どもが学習上の必要や調べ学習のために区立図書館を利用した際に、図書館職員へその意図を明確に伝えることができない事例が多いという。

そこからは、教師や親から図書館へ行くことをすすめられても、「どうしてよいかわからない」子どもたちの現状が垣間見えてくる。「生きる力」を育む大切さが言われている今だからこそ、子どもたちに読書の楽しさと豊かなこころを、そして調べることをとおし、問題解決能力を身につけさせたいと思う。

将来、仕事や生活で困難に直面した時のためにも、今からその知的習慣をつけるための条件整備の大切さを痛感する。

その力は本来、身近な学校(図書館)から培われることが望ましいのではないか。 子どもたちが一日の中で一番生き生きと過ごしている学校生活において、学校図書館を基礎とした読書活動が進むことを期待したい。

葛飾区の学校では、「朝の読書」や「読書のアニマシオン」などの誇るべき実践活動がある。しかしながら、区の全体を見渡した時、熱意ある教師の取り組みやボランティアの皆さんの活動があると承知していても、なお学校図書館は解決すべき課題も多い。

葛飾区においては、先進的な施策の立案に取り組む積極的な姿勢があると評価できる。ぜひ、具体的な数値目標を立てて、子どもの読書活動の推進をはかり、計画を実施しつつ評価・点検を行い、目標の実現を図ってほしいと要望する。

葛飾区が今回の私たちに対する諮問を契機に、またこの答申の提案等をもとに読書環境の整備に特別の支援体制をとられ、青少年の育成を推進されることを願うものである。

参 考 資 料

諮問文

第4期社会教育委員名簿

審議の経過

14·生第272号 平成14年9月11日

葛飾区社会教育委員の会議

議 長 黒澤 浩 殿

葛飾区教育委員会

諮問 青少年が読書に親しむ環境を整備するために

標記のことについて、理由を添えて諮問いたします。

諮問理由

子どもから高齢者まで、人々は様々な学習活動や読書を通して知識や情報を得、成長を重ねていきます。なかでも読書は、区民一人ひとりが教養を高めたり、豊かで文化的な生活を送るうえで身近な手段として大きな意義を持っています。

特に成長期の人格形成にとって、読書に親しむことはきわめて重要であるといわれていますが、「読書離れ、活字離れ」の傾向は年とともにすすみ、一月に1冊も読書をしない青少年の増加が 指摘されています。

このような中、国会においては平成11年8月に「子どもの読書の振興をはかる決議」が採択され、同13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行、公布されました。

また、本年2月には中央教育審議会から「新しい時代における教養教育の在り方について」の 答申も出されました。そこでは各地の学校で取り組まれている「朝の10分間読書」の成果等をふ まえ、読書活動の広がりを推進させるための具体的方策の必要性が提起されています。

文部科学省では、この法律や答申等に基づき施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本計画の策定をすすめ、8月にその内容を公表しました。

区においては、葛飾区の特性を生かした青少年の読書環境を整備する施策の構築に反映するため、上記により諮問いたします。

第4期 葛飾区社会教育委員名簿 任期 平成14年7月1日~16年6月30日

	氏 名	現 職 等	選出区分
議長	黒澤 浩	聖学院大学特任講師 (社)全国学校図書館協議会参与	学識経験者
	久田 邦明	神奈川大学講師	学識経験者
副議長	酒井 榮一	葛飾区体育協会理事長	社会教育関係者
	白井 栄子	葛飾区立細田小学校 学校開放運営委員長	社会教育関係者
	谷部 憲子	葛飾区青少年委員会代表	社会教育関係者
	櫻井 文子	葛飾区立中学校 P T A 連合会代表 (H15 年 6 月 16 日から)	社会教育関係者
	川口 健次	葛飾区立南綾瀬小学校校長	学校教育関係者
	伊藤 誠一	葛飾区立大道中学校校長 (H16年3月31日まで)	学校教育関係者
	田口 佳信	葛飾区立中学校 P T A 連合会代表 (H15 年 5 月 31 日まで)	社会教育関係者

審議の経過

開催月日	会議の種別	主 な 内 容
平成 14 年 8 月 2 日	第1回社会教育委員 の会議	委員の委嘱 議長に黒澤委員、副議長に酒井委員を 選任 「区立図書館に置ける青少年利用の現状」につ いて葛飾図書館長より報告
9月11日	第2回 会議	諮問 子どもの読書活動の推進に関するあゆみと 「基本計画」について黒沢議長説明 鎌倉図書館視察

11月 6日	第3回 会議	「区立小学校における朝の読書活動」について川口委員、谷部委員より報告 審議事項協議	
平成 15 年	第4回 会議	「葛飾区立図書館基本計画(素案)」について葛飾図	
1月14日	77 . 11 2112	書館長より報告 諮問事項協議	
3月26日	第5回 会議	葛飾図書館視察 「朝の読書活動の現況」について 上平井小教諭報告 「アニマシオンと読書活動を結び つけた取組」について飯塚小教諭報告 諮問事項協議	
5月23日	第1回 中間まとめ小委員会	中間まとめの検討	
6月16日	第6回 会議	社会教育関係団体に対する補助金の支出について 諮問事項協議 葛飾区教育振興ビジョンの説明	
7月 3日	第2回 中間まとめ小委員会	中間まとめの検討	
8月 8日	第3回 中間まとめ小委員会	中间まどのの検討	
9月 1日	第7回 会議	諮問事項に対する中間まとめについて協議	
9月26日	第4回 中間まとめ小委員会	中間まとめの検討	
10月 7日	第8回 会議	諮問事項に対する中間まとめについて協議	
10月21日	中間まとめ答申	中間まとめ答申	
12月19日	第9回 会議	中間まとめ答申後の状況について報告 本答申に向けて協議	
平成 16 年 2 月 16 日	第 10 回 会議	桜道中学校視察 中間まとめにかかわる施策の具体 化について報告 本答申に向けて協議	
3月30日	第11回 会議	本答申に向けて協議	
4 🗆 00 🗆	第1回	本答申の検討	
4月23日	本答申小委員会		
5月14日	第2回	キロマグスの	
0.5.5	本答申小委員会		
6月 4日	第 12 回 会議	本答申の検討	
6月25日	第13回 会議	答申の提出	